

作成日 令和7年11月13日

重大な個人情報の漏えい等事案

1. 漏えい等事案の発生日及び発覚日

発生日：令和6年12月9日

発覚日：令和7年6月23日

2. 漏えい等事案に係る事実経過：

概要：

長崎国際観光コンベンション協会の職員が長崎市からの受託業務である「ながさき平和・歴史ガイド管理運営業務」において、修学旅行生を案内予定のガイド10名に対して業務内容を通知するメールに、当時登録されていたガイドの個人情報が含まれたデータを誤って添付して送付した。

発覚の経緯・発覚後の事実経過（時系列）：

令和6年12月9日 業務内容を通知するメールに誤って個人情報が含まれたデータを添付して送信。

令和7年6月23日 個人情報を漏えいさせた職員とは別の職員が、過去のメール履歴を確認していた際、漏えいを発見。

同年6月26日 誤ってメールを送信した10人のガイドにお詫び文書を発送。委託元である長崎市へ電話とメールで第一報を入れた。

同年7月1日～7月3日 当協会において10人中9人のガイドに連絡を取り、直接訪問して対面でメールの削除を確認した。

同年7月4日 委託元である長崎市へ詳細を報告。1名のガイドについては、対面による削除確認を拒否されている状況で、訪問のための連絡を継続。

同年7月7日 ガイド10人全員からメールを削除した旨の確認票を受領済み。

同年7月10日 漏えいした個人情報の本人166人全員に一度目の架電。

同年7月11日 架電により本人166人中102人にお詫びと説明済み。

同年7月12日 本人166人のうち164人にお詫びの文書を郵送

同年7月14日 架電により本人166人中126人にお詫びと説明済み。

同年7月15日 架電により本人166人中150人にお詫びと説明済み。

同年7月16日 架電・対面により本人166人中163人にお詫びと説明済み。

同年7月17日 架電・対面により本人166人中164人にお詫びと説明済み。(残る2人については現在活動停止。転居のため連絡が取れない状況であることを確認済み。)

同年8月29日 第1回ながさき平和・歴史ガイド全体会においてお詫びと説明済み。

3. 漏えい等した情報の内容

媒体：電子メール

内容：氏名、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、年齢、要配慮個人情報

4. 漏えい等した情報の対象人数

166人

5. 漏えい等事案の発生原因

漏えい等させた者：長崎国際観光コンベンション協会職員（委託先）

原因：誤送付

長崎市から受託した業務である「ながさき平和・歴史ガイド管理運営業務」において、修学旅行生を案内予定のガイド10名に対して業務内容を通知するメールに、当時登録されていたガイドの個人情報が含まれたデータを誤って添付して送信した。

6. 漏えい等事案の発生後の対応

長崎国際観光コンベンション協会において、以下のとおり対応

- | | |
|--------|--|
| 6月 26日 | ガイドのリストについて管理者1名を決め、パスワードを設定。 |
| | ガイドの配置表と個人情報が含まれるデータを分離して保存し、パスワードを設定。 |
| 7月 4日 | 責任者会議で個人情報漏えいについて情報共有・注意喚起 |
| 7月 7日 | 全職員に個人情報漏えいについて情報共有・注意喚起 |
| 7月 10日 | 長崎国際観光コンベンション協会において、情報が漏えいした本人へ本件の内容を報告し、謝罪を行った。(～17日) |
| 7月 14日 | 全職員に国が作成した個人情報の取り扱いに関する動画の視聴を指示 |
| 7月 18日 | 公表（記者会見） |
| 7月 22日 | 個人情報保護委員会へ報告 |
| 8月 25日 | 個人情報保護体制構築のため業務委託締結 |

7. 漏えい等事案の再発防止のための措置

実施済の措置：

長崎国際観光コンベンション協会に対し、個人情報の厳正な取扱いの徹底について口頭で要請するとともに、7月15日付、文書にて通知を行った。

【通知内容】

- ・「個人情報の保護に関する法律」の遵守
- ・全職員に対して研修の実施
- ・具体的かつ実効性のある再発防止策の実施

今後実施予定の措置（長期的に講ずる措置を含む。）及び完了予定期間：

- ・長崎国際観光コンベンション協会と締結している業務委託契約の仕様書への個人情報保護項目の追記等（令和7年11月末）
- ・長崎国際観光コンベンション協会において現在コンサルティング会社の支援を受けながら進めている情報管理体制等の見直しの最終確認（令和8年2月末頃）。

8. 漏えい等事案に関する担当課

観光交流推進室